

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成19年度より継続
施策名	自動車環境配慮推進事業		
関連法・計画等			
概要	①自家用の燃費基準達成かつ排出ガス新長期規制適合車 ②アイドリングストップ装置、エコドライブ支援装置、NO <sub>x</sub> ・PM低減装置の導入事業に必要な経費の一部を国が補助する。(②は平成22年度から開始)		
施策内容			
<p>I 平成21年度まで</p> <p>事業者等が当該事業に係るCO<sub>2</sub>等の排出量の削減のための自動車環境配慮推進計画を作成し、環境省に認定の申請をする。このうち、環境省の認定を受けた事業者等が当該計画の一環として行う燃費基準達成かつ排出ガスに係る新長期規制適合のトラック・バスの導入について、その車両購入費の一部の補助を実施するもの。</p> <p>1. 計画の認定</p> <p>イ. 募集対象 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域において自家用車両を運行する事業者</p> <p>ロ. 計画の提出 CO<sub>2</sub>等の削減目標、新長期規制適合かつ燃費基準達成のトラック・バスの代替等を内容とする計画(自動車環境配慮推進計画)を提出。</p> <p>2. 認定を受けた者に対する車両導入補助</p> <p>イ. 補助事業者 自動車環境配慮推進計画について環境省の認定を受けた事業者等</p> <p>ロ. 補助対象 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域を運行する予定である重量車燃費基準達成かつ排出ガスに係る新長期規制適合のトラック・バス(自家用に限る。)</p> <p>ハ. 車両購入費の一部補助 通常車両価格との差額の1/2以内(自動車環境配慮推進計画を認定する時点で確定)</p> <p>II 平成22年度</p> <p>自動車の交通に起因して生ずる大気汚染の防止のための事業として下記の車両又は装置の導入に必要な経費の一部を国が補助するもの。</p> <p>イ. 補助対象 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域を使用の本拠とする、または運行する予定である以下の車両又は車両に装着する装置</p> <p>①重量車燃費基準達成かつ排出ガスに係る新長期規制適合のトラック・バス(自家用に限る。)</p> <p>②アイドリングストップ装置</p> <p>③エコドライブ支援装置(燃費計)</p> <p>④NO<sub>x</sub>・PM低減装置</p> <p>ハ. 一部補助 ①については通常車両価格との差額の1/2以内 ②~④については本体価格の1/2以内</p> <p>【実績】平成19年度 83件 平成20年度 48件 平成21年度 1件 平成22年度 ①1件、②26件、③126件、④121件</p>			
参考資料			
自動車環境配慮推進事業費補助金交付要綱			

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成17年度より継続
施策名	先進的次世代車普及促進事業		
関連法・計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定（全部改訂））</li> <li>・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定）</li> <li>・エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）</li> <li>・新成長戦略（平成22年6月閣議決定）</li> <li>・日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）</li> </ul>		
概要	次世代自動車（燃料電池自動車、水素自動車）を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層の大気汚染物質排出量の削減を図る。		
<b>施策内容</b>			
1. 補助対象事業 次世代自動車（燃料電池自動車、水素自動車）を導入する事業			
2. 補助率 次世代自動車（燃料電池自動車、水素自動車）の導入費用の1/2			
<b>【実績】</b>			
平成19年度	8台 うち対策地域内5台（神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府）		
平成20年度	9台 うち対策地域内5台（神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府）		
平成21年度	13台 うち対策地域内5台（横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府等）		
平成22年度	14台 うち対策地域内4台（愛知県、名古屋市、大阪府等）		
平成23年度	8台 うち対策地域内0台		
※ 平成17年度は燃料電池自動車普及事業、平成18,19年度は次世代低公害車普及事業、平成20～22年度までは低公害車普及事業として実施。			
参考資料			

関 連 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成 23 年度より継続
施策名	特殊自動車における低炭素化促進事業		
関連法・ 計画等	エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）		
概 要	低公害化が遅れているオフロード車について、ハイブリッドオフロード車等の導入に係る事業費の一部を支援することで普及促進を図り、一層の大気汚染物質排出量の削減を図る。		
施策内容			
<p>1. 補助対象事業 ハイブリッドオフロード車等（ショベル・ローダ、ブルドーザ、フォーク・リフト）を導入する事業</p> <p>2. 補助率 通常車両との価格差の 1/2（補助上限額：1,300 千円）</p> <p>【実績】 平成 23 年度 79 台 ※平成 23 年度は先進的次世代車普及促進事業として実施。</p>			
参考資料			

経済産業省 製造産業局自動車課  
 国土交通省 自動車局環境政策課  
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

該 当 項 目	(3) 低公害車の普及促進	実 施 期 間	平成9年度以降										
施策名	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置												
関連法・ 計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定（全部改訂））</li> <li>・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定）</li> <li>・エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）</li> <li>・新成長戦略（平成22年6月閣議決定）</li> <li>・日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）</li> </ul>												
概 要	低公害車の燃料供給設備（水素充填設備及び天然ガス充填設備）について、取得から3年間、固定資産税の課税標準を2/3に軽減する。												
<b>施策内容</b>													
<p>○特例措置の概要</p> <p>低公害車のうち、燃料電池自動車及び天然ガス自動車等の普及を促進するにあたり、燃料供給インフラ（水素充填設備又は天然ガス充填設備）の整備が十分でないことが普及の妨げの一因となっていることから、燃料供給設備を取得してから3年間に限り、固定資産税の課税標準を2/3に軽減することで負担の軽減を図り、燃料供給インフラの整備を推進する。</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>水素充填設備（2,000万円以上）          天然ガス充填設備（2,000万円以上）          ※（ ）内は対象となる設備の価格要件</p> <p>○減収額（試算）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成19年度</td> <td style="text-align: right;">29.1百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: right;">21.3百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: right;">15.8百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td style="text-align: right;">17.6百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: right;">18.2百万円</td> </tr> </table>				平成19年度	29.1百万円	平成20年度	21.3百万円	平成21年度	15.8百万円	平成22年度	17.6百万円	平成23年度	18.2百万円
平成19年度	29.1百万円												
平成20年度	21.3百万円												
平成21年度	15.8百万円												
平成22年度	17.6百万円												
平成23年度	18.2百万円												
参考資料													

(所管) 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課燃料電池推進室

関連項目	低公害車の普及促進	実施期間	平成23年度から継続
施策名	地域水素供給インフラ技術・社会実証事業		
関連法・計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)</li> <li>○「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)</li> <li>○「次世代自動車戦略」(平成22年4月次世代自動車研究会事務局)</li> <li>○「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月閣議決定)</li> <li>○「長期エネルギー需給見通し」(平成20年5月総合資源エネルギー調査会・需給部会)</li> <li>○「Cool Earth-エネルギー革新技术計画」(平成20年3月経済産業省)等</li> </ul>		
概要	<p>2015年の燃料電池自動車の市場導入に先立ち、よりスムーズな普及拡大を図るため、燃料電池自動車の実証走行などによる市場形成に向けたユーザーの利便性、社会受容性等を調査・検証し、四大都市圏等を中心に社会受容性の向上を目指す。また、ビジネスを前提にした条件下において、燃料電池自動車・水素供給インフラの運用に重要な規制見直しや標準化・基準化のためのデータ取得等を行い、ステーションの早期のコストダウンを目指す。</p>		
<b>施策内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車の実証走行などによる市場形成に向けたユーザーの利便性、社会受容性等を調査・検証し、四大都市圏等を中心に社会受容性の向上を目指す。</li> <li>・商用実証ステーション等において、ビジネスを前提にした条件下でステーションの管理、運用および水素出荷等を行いデータの取得等を行うとともに、地域における社会受容性の向上を図る。</li> <li>・水素ステーションの運営やコストダウンに向けて重要となる、規制見直しのためのデータ取得や、水素燃料の国際標準に係る製品水素の品質管理等の標準化・基準化のためのデータを取得する。</li> </ul>			
<b>参考資料</b>			

(所管) 環境省 自動車環境対策課

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	昭和 61 年度～平成 22 年度
施策名	エコカーワールドの開催		
関連法・計画等	低炭素社会づくり行動計画 (平成 20 年 7 月閣議決定)		
概要	子供達が見て触れてみることのできる体験型の展示をはじめ、試乗会、大学・高校等を対象にしたエコカーコンテストや未来の交通システムをテーマとしたミニシンポジウムなど通して、低公害車について国民の理解を深め、その普及を図る。		
施策内容			
2010 年度開催概要			
<p>■主催 環境省、独立行政法人環境再生保全機構、横浜市</p> <p>■協賛 (財) エンジニアリング振興協会、(財) 運輸低公害車普及機構、(社) 日本ガス協会 (社) 日本自動車工業会、電気事業連合会、LPガス自動車普及促進協議会 (社) 次世代自動車振興センター</p> <p>■出展車両 ・展示車両＝約 110 台 ・試乗車両＝約 15 台 ※各自動車メーカー等からの協力により出展 電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、LPガス自動車、天然ガス自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等 ※学校 (学生) からの出展の電気自動車 (手作りエコカーコンテスト出展車)</p> <p>■その他 ・未来の交通システムをテーマにしたシンポジウム 出演：早稲田大学環境総合研究センター参与・客員研究員 樋口世喜夫先生 他 ・エコドライブシュミレーター ・手作りエコカーコンテストの表彰 (学生対象) ・働くエコカーと子供用制服着用の写真撮影 ・エコカーのチョロQ及びエコタウン模型展示 ・エコ工作教室 (電気自動車 [実車] の組立・試走、風力発電模型の組立)</p> <p>■開催期間 平成 22 年度 6 月 5・6 日</p> <p>■会場 横浜みなとみらい 2 1 横浜レンガ倉庫広場並びに横浜会場防災基地前道路及びその周辺</p> <p>■来場者数 2 日間計 95,000 人</p>			
参考資料			
<a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12491">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12491</a> <a href="http://www.erca.go.jp/ecocarworld/2010/">http://www.erca.go.jp/ecocarworld/2010/</a>			

(所管) 環境省 自動車環境対策課

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成 23 年度から継続
施策名	エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタの開催		
関連法・計画等	低炭素社会づくり行動計画 (平成 20 年 7 月閣議決定)		
概要	人と環境にやさしい安全・安心なカーライフを過ごすために、子供が見て触れることのできる体験型のエコカーの展示や試乗、関連設備などの紹介及びエコドライブや交通安全に関する展示・講習会などを通じて、エコカーとその賢い使い方について、国民の理解を深め、その普及を図る。		
<b>施策内容</b>			
2012 年度開催概要			
<p>■主催 環境省、神戸市、(一社) 日本自動車連盟 (J A F)</p> <p>■後援 経済産業省、国土交通省近畿運輸局、兵庫県、大阪府、兵庫県警察、(一社) 日本自動車工業会、(一社) 日本自動車販売協会連合会兵庫県支部、(一財) 兵庫県交通安全協会</p> <p>■協賛 (一社) 次世代自動車振興センター、(一社) 日本ガス協会、(一社) 全国 L P ガス協会、L P ガス自動車普及促進協議会、(一財) 環境優良車普及機構、水素供給・利用技術研究組合 (H y S U T)、兵庫県大気環境保全連絡協議会神戸支部</p> <p>■出展団体・車両 ・出展団体=約 50 団体 ・展示車両=約 58 台 ・試乗車両=約 10 台 ※各自動車メーカー等からの協力により出展 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、L P ガス自動車、天然ガス自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等</p> <p>■その他 ・エコ&amp;セーフティ・カーライフ・トークショー 出演：モータージャーナリスト 川端 由美 氏 他 ・エコドライブシュミレータ体験 ・エコカーガイドツアー ・タイヤ点検教室 ・クルマ横転体験マシン ・先進安全自動車体験会 ・こども交通安全教室</p> <p>■開催期間 平成 24 年度 5 月 19～20 日</p> <p>■会場 神戸メリケンパーク</p> <p>■来場者数 2 日間計 54,500 人</p>			
<b>参考資料</b>			
<a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15150">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15150</a>			

経済産業省資源エネルギー庁燃料電池推進室

該 当 項 目(注1)	低公害車の普及促進	実 施 期 間(注2)	平成22年度で終了
施策名	燃料電池システム等実証研究		
関連法・ 計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エネルギー基本計画」(平成22年6月、閣議決定)</li> <li>・「次世代自動車戦略2010」(平成22年4月12日、経済産業省次世代自動車戦略研究会)</li> <li>・「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月閣議決定)</li> <li>・「未来開拓戦略」(平成21年4月17日、内閣府・経済産業省)</li> <li>・「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月、閣議決定)</li> <li>・「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月、閣議決定)</li> </ul>		
概 要(注3)	燃料電池自動車及び水素ステーションを実使用条件下において運用し、燃料電池自動車の普及に向けた問題・課題の解決を図るとともに、水素・燃料電池に対する国民的理解の醸成を図る。		
施策内容			
<p>○水素供給インフラを運用し、燃料電池自動車等に水素を供給することにより、水素ステーション普及に向けた長期使用下における技術課題の抽出と対策の検討、基準・標準化に活用するためのデータを抽出する。</p> <p>○燃料電池自動車等の公道走行及びフリート走行などの過酷な実環境における燃費測定データの分析や水素供給時の最適充填圧力、最適充填方法検討のためのデータを取得することにより、燃料電池自動車の本格普及に向けた課題を抽出する。</p> <p>○広報・教育活動を通じ、水素・燃料電池に係る認知度向上及び水素社会受容性向上を図る。</p>			
参考資料			

注1 基本方針で示されている「対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項」の項目のうち関連するもの

注2 平成18年度以前より継続するもの及び現在終了したものを含む

注3 施策内容を3～5行程度で簡潔に記入すること

関連項目	(3) 低公害車の普及促進	実施期間	平成15年度より継続 平成22年度で事業終了
施策名	燃料電池自動車啓発推進事業		
関連法・計画等	低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定）		
概要	環境省でリース導入している燃料電池自動車を用いて、地方公共団体において燃料電池自動車のイベント展示、試乗会や学校等での学習利用により、地域社会への啓発推進を図り、また様々な利用形態での走行による社会実験と、その活用方法について検討・実証する。		
<b>施策内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体において、その特性を活かしつつ燃料電池自動車を有効に活用するため、医療福祉施設、学校等、利用者層、走行距離、利用頻度などが異なる様々な利用形態での活用方法について検討を行う。</li> <li>・ 平成15年度から、環境省が新たに導入した燃料電池自動車を使用して、地方自治体及び地域社会に対する啓発推進を目的としたキャラバンを行っており、平成18年度からは型式認証を受けた車両を用いて、全国の地方自治体を対象とした地域キャラバンを実施している。</li> <li>・ 燃料電池自動車の様々な利用形態毎に、需要サイドである地方自治体が予め把握すべき情報（燃料供給やメンテナンスの在り方等）を収集するため、燃料電池自動車の走行による社会実験を行う。</li> <li>・ 地域キャラバンにおいて得られた燃費データやアンケート結果、収集・編集されたビデオ、写真等を全国の地方自治体に提供し、地域住民に対しての啓発をさらに進展させ、燃料電池自動車に対する関心を深める。特に教育現場において、燃料電池や燃料電池自動車の模型等を使用しながらの啓発活動を充実させる。</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度：3県9市町（計12自治体）で実施</li> <li>・ 平成20年度：1県7市区町（計8自治体）で実施 （対策地域内：東京都江戸川区を含む。）</li> <li>・ 平成21年度：3県6市（計9自治体）で実施 （対策地域内：神奈川県茅ヶ崎市、埼玉県東松山市及び兵庫県高砂市を含む。）</li> <li>・ 平成22年度：2道県6市町（計8自治体）で実施 （対策地域内：千葉県流山市及び神奈川県愛川町を含む。）</li> </ul>			
<b>参考資料</b>			
<p>「燃料電池自動車啓発推進事業について」HP  <a href="http://www.env.go.jp/air/car/lev/fcv/index.html">http://www.env.go.jp/air/car/lev/fcv/index.html</a></p>			

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	埼玉県地球温暖化対策推進条例によるエコドライブの推進
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
<p>条例によるエコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ推進者の選任（埼玉県地球温暖化対策推進条例） 平成22年度から、エコドライブを効果的に推進するため、事業者（*）は自動車の管理を統括する者から1人を事業者内でエコドライブを普及・推進するに当たり中心的な役割を担う「エコドライブ推進者」として選任する。</li> <li>＊30台以上自動車を使用する事業者等が対象</li> <li>・自動車の使用者によるエコドライブに実施を義務付け</li> <li>・新車販売店に購入者へのエコドライブの説明を義務付け</li> </ul>	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県HP  <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/</a>  <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive/ecodrive1.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive/ecodrive1.html</a> </li> </ul>	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進																		
施策名	エコドライブ講習会等の実施																		
実 施 期 間																			
概 要	関係団体と連携したエコドライブ講習会の実施及びエコドライブセミナーの実施。																		
施策内容																			
<p>1 関係団体と連携したエコドライブ講習の実施</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成 19 年度</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>2 回</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>2 回</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>6 回</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>8 回</td></tr> </table> <p>2 エコドライブセミナーの実施</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成 20 年度</td><td>2 回</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>0 回</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>0 回</td></tr> </table>		平成 19 年度	1 回	平成 20 年度	2 回	平成 21 年度	2 回	平成 22 年度	6 回	平成 23 年度	8 回	平成 20 年度	2 回	平成 21 年度	1 回	平成 22 年度	0 回	平成 23 年度	0 回
平成 19 年度	1 回																		
平成 20 年度	2 回																		
平成 21 年度	2 回																		
平成 22 年度	6 回																		
平成 23 年度	8 回																		
平成 20 年度	2 回																		
平成 21 年度	1 回																		
平成 22 年度	0 回																		
平成 23 年度	0 回																		
参考資料																			
<p>・埼玉県HP</p> <p><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/</a></p> <p><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive</a></p>																			

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブ普及促進事業
実 施 期 間	平成 20 年度から継続
概 要	エコドライブ普及啓発用のリーフレットを作成し、また、事業者向けの研修会等への講師派遣を行う。
<b>施策内容</b>	
<p>県民・事業者にはエコドライブの意義や具体的な運転方法を知ってもらうため、広く県民・事業者にはエコドライブの情報を提供し、エコドライブについての認知度とドライバーの意識の向上を図る。また、事業者の運行管理者等を対象に、講習会を開催し、エコドライブの指導者となる人材育成の取組を進め、一般ドライバーへの普及として、地球温暖化防止活動推進員等の地域で活動する人材を対象とした、普及啓発方法の情報提供や研修会を開催する。</p> <p>イ. 平成 20 年度のエコドライブ普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントでの啓発活動 (八都県市共同事業)</li> <li>・ 自動車教習所でのエコドライブ実技講習会 (八都県市共同事業・J A F 共催)</li> <li>・ エコドライブ推進月間キャンペーン活動 (八都県市共同事業)</li> <li>・ エコドライブコンテストへの参加協力依頼 (環境省、環境再生機構主催)</li> <li>・ 地球温暖化防止活動推進員への普及啓発 (千葉県地球温暖化防止活動センター)</li> <li>・ 県民等への情報提供等 (内容: エコドライブやアイドリング・ストップの周知等)</li> </ul> <p>ロ. 平成 21 年度のエコドライブ普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントでのエコドライブの啓発活動 (八都県市共同事業及び県単独)</li> <li>・ 自動車教習所でのエコドライブ実技講習会 (八都県市共同事業・J A F 共催)</li> <li>・ エコドライブ推進月間キャンペーン活動 (八都県市共同事業)</li> <li>・ エコドライブコンテストへの参加協力依頼 (環境省、環境再生機構主催)</li> <li>・ 地球温暖化防止活動推進員への普及啓発 (千葉県地球温暖化防止活動センター)</li> <li>・ 職員出前講座による率先取組 (内容: 県職員向けの講座)</li> <li>・ 県民等への情報提供 (内容: エコドライブやアイドリング・ストップの周知等)</li> <li>・ 市町村への講師派遣</li> </ul> <p>ニ. 平成 22 年度のエコドライブ普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコドライブコンテストへの参加協力依頼 (環境省、環境再生機構主催)</li> <li>・ 自動車教習所でのエコドライブ実技講習会 (九都県市共同事業・J A F 共催)</li> <li>・ 職員出前講座による率先取組 (内容: 県職員向けの講座)</li> <li>・ エコドライブ普及啓発品による周知活動 (市町村)</li> <li>・ 県民等への情報提供等 (内容: エコドライブ、アイドリングストップ等の周知)</li> <li>・ 事業者向けエコドライブセミナー (県、環境再生保全機構)</li> </ul> <p>ホ. 平成 23 年度のエコドライブ普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車教習所でのエコドライブ実技講習会 (九都県市共同事業・J A F 共催)</li> <li>・ 職員出前講座による率先取組 (内容: 県職員向けの講座)</li> <li>・ エコドライブ普及啓発品による周知活動 (市町村)</li> <li>・ 県民等への情報提供等 (内容: エコドライブ、アイドリングストップ等の周知)</li> <li>・ イベントでのエコドライブの啓発活動 (九都県市共同事業)</li> <li>・ 事業者向けエコドライブセミナー (県)</li> </ul>	
<b>参考資料</b>	
<p>・ 千葉県HP (エコドライブの推進)</p> <p><a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/event/campaign/sonohoka/ecodrive/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/event/campaign/sonohoka/ecodrive/index.html</a></p>	

(所管) 東京都環境局自動車公害対策部計画課

関連項目	(4)エコドライブの普及促進	実施期間	平成12年度から継続
施策名	エコドライブの推進		
関連法・計画等			
概要			
施策内容			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京都エコドライブインストラクター養成教習会開催 (平成20年6月)</li><li>・ 区市と連携したエコドライブ教習会開催 (平成20年10月から平成24年3月まで)</li><li>・ 条例にエコドライブ実施に係る努力義務規定新設 (平成21年4月) <span style="float: right;">等</span></li></ul>			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京都環境局HP</li><li>・ 東京都環境白書2010</li></ul>			

<p><b>該当分類</b></p>	<p>(4) エコドライブ普及促進 ((3) 低公害車の普及促進、(5) 交通需要の調整・低減を含む)</p>
<p><b>施策名</b></p>	<p>事業者向け自動車利用ガイドラインによる取組みの要請</p>
<p><b>実施期間</b></p>	<p>平成 21 年 7 月から継続</p>
<p><b>概要</b></p>	<p>川崎市臨海部の二酸化窒素環境基準達成に向けて、事業者向け自動車利用ガイドライン(ガイドライン)を作成し、事業者のエコドライブの実施や輸送の効率化等の取組を促す。ガイドラインは自動車の使用者としての取組に加えて、荷主としての取組についても明示。</p>
<p><b>施策内容</b></p>	
<p>川崎市臨海部の二酸化窒素環境基準達成に向けて、事業者に取り組んでいただきたい環境に配慮した自動車利用の取組をとりまとめた「事業者向け自動車利用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を平成 21 年 7 月に作成・公表している。</p> <p>また、臨海部の事業所を個別に訪問し、ガイドラインによる取組の協力を依頼するとともに、ガイドラインに賛同する事業所を募集し、賛同事業所として、県のホームページで公開している。</p> <p><b>【事業者向け自動車利用ガイドラインの概要】</b></p> <p>◇ 自ら自動車を使用する場合の取組</p> <p>①エコドライブの実施 ②低公害車の利用 ③混雑時間帯の回避 ④他の道路へのう回 ⑤公共交通機関等の利用 ⑥輸送の効率化</p> <p>◇ 荷主として貨物運搬を委託する場合等の取組</p> <p>①出入り事業者への要請 ②輸送の効率化</p> <p><b>【個別訪問の実績】</b></p> <p>平成 22 年度 323 事業所 平成 23 年度 71 事業所</p> <p><b>【賛同事業所数】</b></p> <p>110 事業所 (平成 23 年度末時点)</p>	
<p><b>参考資料</b></p>	
<p>・神奈川県HP (<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6295/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6295/</a>)</p>	

該 当 分 類	(4) エコドライブ普及促進
施策名	池上測定局二酸化窒素情報システムの運用
実 施 期 間	平成 21 年 12 月から継続
概 要	「池上新田公園前測定局」において、二酸化窒素が高濃度となった場合に、予め登録しているメールアドレスに情報提供し、環境に配慮した自動車利用などの協力を呼び掛ける。
施策内容	
<p>二酸化窒素の環境基準が未達成な状況が続いている「池上新田公園前測定局」において、二酸化窒素が高濃度となった場合に、予め登録しているメールアドレスに情報提供し、エコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛などの取組に協力を呼び掛ける。</p> <p>平成 21 年 12 月から運用開始。</p> <p>【発信回数】          平成 21 年度 15 回 (12 月から)          平成 22 年度 30 回          平成 23 年度 9 回</p>	
参考資料	
<p>・神奈川県HP (<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6295/p7721.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6295/p7721.html</a>)</p>	

該 当 分 類	(4) エコドライブ等の普及・啓発
施策名	エコドライブ推進協議会による各種支援の実施
実 施 期 間	平成 19 年度から継続
概 要	かながわエコドライブ推進協議会による民間事業者、関係団体との連携した運送事業者等へのエコドライブ活動支援。
施策内容	
<p>「かながわエコドライブ推進協議会」でのエコドライブ講習会や運行管理者向け講習会等を拡充するとともに、荷主企業関連団体との連携も図り、荷主企業のエコドライブの意識を高める。</p> <p>主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行管理者向け講習会              (開催実績)             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度 3 回</li> <li>平成 20 年度 5 回</li> <li>平成 21 年度 7 回</li> <li>平成 22 年度 7 回</li> <li>平成 23 年度 7 回</li> </ul> </li> <li>・ エコドライブフォーラム開催</li> <li>・ エコドライブ等実施状況調査</li> <li>・ エコドライブ news の発行</li> </ul>	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県HP (<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f642/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f642/</a>)</li> </ul>	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブ支援装置貸出事業
実 施 期 間	平成 21 年度
概 要	支援装置メーカーと連携して、中小企業に、無償で支援装置を一定期間貸し出し、メーカーの技術指導のもと、エコドライブを実践・体験してもらう。
<b>施策内容</b>	
<p>支援装置メーカーと連携して、中小企業に、無償で支援装置を一定期間貸し出し、メーカーの技術指導のもと、エコドライブを実践・体験してもらい、成果をエコドライブ並びに支援装置の普及に活用する。</p> <p>イ. 貸出資材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ管理システム (1セット=車載機2台、運行状況解析ソフト) ⇒支援装置メーカー7社から1セットずつ、9事業者に貸出。</li> <li>・アイドリングストップ装置 (車載機5台) ⇒支援装置メーカー1社から、1事業者に貸出。</li> </ul> <p>ロ. 費用 無料</p> <p>ハ. 申込者の要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員数が300人以下で、千葉県内の部署で自動車を使用する事業者であること。</li> <li>・支援装置を取り付ける自動車について、平成20年7月からの燃費データを記録していること (支援装置導入後と比較するため)</li> <li>・燃費の改善等に向け、乗務員指導などの運行管理に積極的に取り組む意欲があること。</li> <li>・申込者からは、貸出期間終了後、装置使用の成果、感想等の報告を受ける。</li> </ul> <p>二. 結果</p> <p>最大で35%の燃料費が改善された。</p>	
参考資料	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	公用車への簡易エコドライブ運転モニター試験導入事業
実 施 期 間	平成 21 年度から継続
概 要	公用車を対象に、簡易エコドライブ運転モニターを試験的に導入し、燃費の改善状況等を把握する。
施策内容	
<p>各県民センター、各県民センター事務所、環境研究センター及び大気保全課所属の公用車 14 台に、簡易エコドライブ運転モニターを試験的に導入し、調査継続中である。燃費の改善状況等を把握するとともに、今後の公用車や県内自動車への普及を図るための課題等の把握を行う。(CO2 対策として、行っている。)</p> <p>イ. 簡易エコドライブ運転モニターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ e - d r i v e (Economy Drive Support Monitor)</li> <li>PIVOT CORPORATION</li> </ul>	
参考資料	

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(4) エコドライブの普及促進	実施期間	1 リーフレット等の配布 :平成14年度から継続 2 エコドライブ講習会の開催 :平成18年度から継続
施策名	エコドライブ促進事業		
関連法・計画等	あいち新世紀自動車環境戦略		
概要	1 自動車運転免許取得、更新時等におけるエコドライブ情報の提供。 2 県内の自動車教習所において、県民等を対象とした実技講習会の実施。		
施策内容			
<p>1 リーフレット等の配布 運転免許試験場や自動車教習所において、自動車運転免許取得、更新時にリーフレットを配布し、エコドライブの実践に係る教育及び啓発を実施。また、各種イベント等においてもリーフレットを配布し、エコドライブの普及を図る。</p> <p>2 エコドライブ講習会の開催 一般社団法人日本自動車連盟及び地元市と連携し、県内の自動車教習所において、県民等を対象にエコドライブの実技講習を行い、その効果を体験することを通して、エコドライブの普及を図る。</p> <p>&lt;実施回数&gt; ・平成18年度1回、平成19年度5回、平成20年度6回、平成21年度5回、平成22年度5回、平成23年度5回、平成24年度3回(予定)</p>			
参考資料			
<p>・愛知県 HP (<a href="http://www.pref.aichi.jp/0000050391.html">http://www.pref.aichi.jp/0000050391.html</a>)          ・JAF HP (<a href="http://www.jaf.or.jp/eco-safety/eco/ecotraining/index.htm">http://www.jaf.or.jp/eco-safety/eco/ecotraining/index.htm</a>)</p>			

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(4) エコドライブの普及促進	実施期間	平成19年度から継続																		
施策名	道路沿道環境状況予測システムの運営																				
関連法・計画等	道路交通情報板を用いた大気環境負荷軽減のための情報表示に関する覚書、道路沿道環境状況予測システム構築検討会設置要綱																				
概要	名古屋南部地域及び岡崎大平地区の道路沿道を対象として、その日の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度が環境基準を超えると予想される場合に、道路交通情報板を用いて、ドライバーに大気環境改善への協力の呼びかけを実施。																				
<b>施策内容</b>																					
<p>名古屋南部地域の国道23号沿道及び岡崎大平地区の国道1号沿道を対象として、その日の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度が環境基準を超えると予想される場合に、道路交通情報板を用いて、ドライバーに大気環境改善への協力の呼びかけるもの。</p> <p>1 関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県環境部、愛知県警察本部交通部、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)</li> </ul> <p>2 道路交通情報板数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋南部地域 13か所</li> <li>・岡崎大平地区 5か所</li> </ul> <p>3 運用開始時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年3月24日</li> </ul> <p>4 表示依頼実績 (単位:日)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>名古屋南部地域</th> <th>岡崎大平地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>7</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>平成21年度実績</td> <td>4</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>平成22年度実績</td> <td>3</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>平成23年度実績</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用開始が平成20年3月24日のため、平成19年度実績はない。</p>					名古屋南部地域	岡崎大平地区	平成19年度実績	0	0	平成20年度実績	7	25	平成21年度実績	4	9	平成22年度実績	3	25	平成23年度実績	2	10
	名古屋南部地域	岡崎大平地区																			
平成19年度実績	0	0																			
平成20年度実績	7	25																			
平成21年度実績	4	9																			
平成22年度実績	3	25																			
平成23年度実績	2	10																			
<b>参考資料</b>																					

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(4) エコドライブの普及促進	実施期間	平成15年度から継続
施策名	条例によるアイドリング・ストップの義務付け		
関連法・計画等	県民の生活環境保全等に関する条例		
概要	平成15年10月から条例により、アイドリング・ストップの遵守を義務づけている。		
<b>施策内容</b>			
平成15年10月から「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、アイドリング・ストップの遵守を義務づけている。			
<p>&lt;概要&gt; アイドリング・ストップの義務(第77・78条)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 自動車を運転する者は、自動車を駐停車するときは、原動機を停止(アイドリング・ストップ)しなければならない。また、事業者は、従業員に対しアイドリング・ストップをするよう指導しなければならない。</li><li>2 駐車の用に供する面積が500m<sup>2</sup>上の駐車場の設置・管理者は、駐車場を利用する者に対してアイドリング・ストップを周知するための措置を講じなければならない。</li></ol>			
<b>参考資料</b>			
・愛知県 HP ( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/hourei/jyorei-1/shin/shin4.html">http://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/hourei/jyorei-1/shin/shin4.html</a> )			

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	アイドリングストップの義務付け
実 施 期 間	平成 13 年度から継続
概 要	平成 13 年 3 月から条例に基づき、アイドリングストップを義務付け。
施策内容	
<p>平成 13 年度から「三重県生活環境の保全に関する条例」により、アイドリングストップを義務付け。</p> <p>○条例第 12 条 自動車等を運転する者は、自動車等の駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止（人の乗降のための停止を除く。）をすること又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。ただし、緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合その他の規則で定める場合は、この限りでない</p>	
参考資料	
<p>三重県 HP  <a href="http://www3.e-reikinet.jp/mie-ken/d1w_reiki/41390101000700000000/42290101000900000000/42290101000900000000.html">http://www3.e-reikinet.jp/mie-ken/d1w_reiki/41390101000700000000/42290101000900000000/42290101000900000000.html</a></p>	

大阪府環境農林水産部交通環境課

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及推進
施策名	エコドライブ推進のための事業者への支援
実 施 期 間	
概 要	エコドライブセミナーやエコドライブ普及員養成教習会、エコドライブインストラクター養成教習会などを開催しエコドライブの普及を推進した。
施策内容	
<p>環境に配慮した運転であるエコドライブの普及啓発のため、関係機関と連携して各種講習会を行うとともに、出前講習や燃費計の貸し出しを実施している。</p> <p>平成 23 年度の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エコドライブ講習会 府及び市町村職員等を対象に計 17 回開催、約 1, 200 名が参加。</li> <li>○エコドライブインストラクター養成教習会 府内の自動車学校教官を対象に 1 回開催、9 名が参加。</li> <li>○エコドライブ活動支援講習会 府内事業者を対象に 1 回開催、23 社 27 名が参加。</li> <li>○出前講習の開催 希望のあった府内事業者を対象に計 24 回開催。</li> <li>○燃費計の貸し出し 希望のあった 2 事業者に対し計 4 台貸し出しを行った。</li> </ul>	
参考資料	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	アイドリング・ストップ等エコドライブの推進
実 施 期 間	平成7年度から継続
概 要	平成7年度から、条例にアイドリング禁止規定を設け、駐車場の管理者に対して、パンフレット配布等によるアイドリング・ストップの周知を要請。また、兵庫県アイドリング・ストップ運動推進本部を設置して、県民によるアイドリング・ストップ運動を展開している。
施策内容	
<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年7月 環境の保全と創造に関する条例にアイドリング禁止規定を設ける。</li> <li>・平成8年5月 兵庫県アイドリング・ストップ運動推進本部を設置</li> </ul>	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	アイドリングストップの推進
実 施 期 間	
概 要	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、駐車時のアイドリングストップの徹底等の指導を実施
施策内容	
<p>○アイドリングストップの推進</p> <p>「大阪府生活環境の保全等に関する条例」によりアイドリング規制を行っている。          条例では、運転者に対して駐車時におけるアイドリング停止の義務を課すとともに、事業者には使用人等への指導、駐車場の管理者には利用者への周知措置を義務付けており、必要に応じ事業者や駐車場管理者に対し勧告を行うことにより条例の実効性を確保している。</p>	
参考資料	

(所管) 警察庁 交通局交通規制課  
 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー対策課  
 国土交通省 総合政策局環境政策課  
 環境省 自動車環境対策課

関連項目	(4) エコドライブの普及促進	実施期間	平成 18 年度から継続
施策名	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施		
関連法・計画等	京都議定書目標達成計画 (平成 17 年 4 月閣議決定)		
概要	関係 4 省庁 (警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省) のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行う。		
<b>施策内容</b>			
<p>■エコドライブ普及・推進アクションプランの策定</p> <p>エコドライブが十分普及・実施されることを目的とし、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間をエコドライブの重点的な普及・推進期間として、政府、地方公共団体、関係団体、製造事業者、輸送事業者及びドライバー等が取り組むアクションを策定した。</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの定義の見直し、効果指標等の確定</li> <li>・エコドライブの普及・啓発活動</li> <li>・エコドライブ支援装置等の普及促進</li> <li>・エコドライブ評価システムの確立</li> <li>・地方公共団体及び関係団体との横断的取り組み</li> <li>・エコドライブ普及・推進に必要な調査</li> </ul>			
<b>参考資料</b>			
<a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7197">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7197</a>			

経済産業省省エネルギー対策課

該 当 項 目(注1)	(4)エコドライブの普及推 進	実 施 期 間(注2)	平成18年度から
施策名	エコドライブ普及推進事業		
関連法・ 計画等	京都議定書目標達成計画		
概 要(注3)	平成18年に、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省を関係省庁とするエコドライブ普及連絡会においてとりまとめた『エコドライブ普及・推進アクションプラン』に基づき、関係省庁及び関係機関等が連携し、着実なエコドライブの普及・推進を行っている。		
施策内容			
<p>駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な定速走行等エコドライブの普及・推進を図るため、関係4省庁のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブの普及促進のための環境整備を行った。</p> <p>特に、エコドライブ普及連絡会では、毎年11月を「エコドライブ推進月間」とし、積極的な広報を行い、エコドライブの普及・推進を図っている。</p> <p>具体的には、民間企業や地方自治体のエコドライブ推進担当者や一般ドライバーに対して、エコドライブに関する先進的な事例や取組のための支援活動を広く紹介するエコドライブシンポジウムの開催等を実施している。</p> <p>また、関係省庁のみならず、自治体や関係団体の主催するエコドライブに関するイベントや教習会・講習会等を全国各地で開催するなど、関係者が連携した普及推進を行っている。</p>			
参考資料			
<a href="http://www.meti.go.jp/press/20060609002/20060609002.html">http://www.meti.go.jp/press/20060609002/20060609002.html</a> <a href="http://www.meti.go.jp/press/20071031002/20071031002.html">http://www.meti.go.jp/press/20071031002/20071031002.html</a> <a href="http://www.meti.go.jp/press/20081031001/20081031001.html">http://www.meti.go.jp/press/20081031001/20081031001.html</a> <a href="http://www.meti.go.jp/press/20091030006/20091030006.html">http://www.meti.go.jp/press/20091030006/20091030006.html</a>			

注1 基本方針で示されている「対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項」の項目のうち関連するもの

注2 平成18年度以前より継続するもの及び現在終了したものを含む

注3 施策内容を3～5行程度で簡潔に記入すること

(所管) 環境省 自動車環境対策課

関連項目	(4)エコドライブの普及促進	実施期間	平成 17 年度～平成 22 年度
施策名	エコドライブコンテストの開催等		
関連法・計画等	京都議定書目標達成計画 (平成 17 年 4 月閣議決定)		
概要	自動車を運転するドライバーとその自動車を保有する企業の共働によってエコドライブを継続的に推進するエコドライブコンテストの開催等		
<b>施策内容</b>			
<p>■エコドライブコンテストの開催</p> <p>事業者のエコドライブの取組を競うもので、自動車を運転するドライバーとその自動車を保有する企業の協働によってエコドライブを継続的に推進する。平成 17 年度～平成 22 年度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催：独立行政法人環境再生保全機構、環境省</li> <li>・後援：(社) 全日本トラック協会、(社) 日本自動車工業会、(社) 日本自動車販売協会連合会、(社) 日本自動車連盟、(社) 日本ロジスティクスシステム協会、(社) 日本損害保険協会</li> <li>・参加者：平成 22 年度は、参加事業者数 12, 224 事業所、参加台数 315, 114 台、参加人数 576, 632 人。</li> </ul> <p>■エコドライブ普及促進プロジェクト</p> <p>平成 21 年度に、一般ドライバーへのエコドライブ実践の浸透を図ることを目的とし、イオン大高ショッピングセンター (名古屋市) において、従業員が自家用車で通勤する際のエコドライブ教育を行い、その効果 (燃費向上等) について検証を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員 93 名に対しエコドライブ教育のための講習を実施。</li> <li>・従業員 112 名に対しインターネット燃費収集ツールを提供し、3 ヶ月間運用。</li> </ul>			
<b>参考資料</b>			
<p><a href="http://www.erca.go.jp/taiki/jigyou/edc/h22.html">http://www.erca.go.jp/taiki/jigyou/edc/h22.html</a></p> <p><a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13148">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13148</a></p>			

経済産業省省エネルギー対策課

該 当 項 目(注1)	(4)エコドライブの普及推 進	実 施 期 間(注2)	平成15年度から平成20 年度まで
施策名	自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業費補助金 (アイドリングストップ装置補助金)		
関連法・ 計画等			
概 要(注3)	アイドリングストップ自動車及びアイドリングストップ装置(後付装置) を導入する者に対し、装置の価格の一部を補助する。		
施策内容			
<p>アイドリングストップする自動車を広く普及させ、運輸部門における省エネルギーを促進するため、①アイドリングストップ自動車を導入する者に対しては通常車両との価格差の一部を、②アイドリングストップ装置(後付装置)を導入する者に対しては装置の価格の一部を補助する。</p> <p>補助率 ○アイドリングストップ車を導入する個人、法人及び自治体に対し、通常車両との価格差の1/2以下を補助 ○アイドリングストップ装置を導入するタクシー事業者に対し、価格の1/2以下を補助。</p> <p>補助対象 乗用車：ミラ、ヴィッツ タクシー：クラウンセダン、クラウンコンフォート、コンフォート トラック：エルフ、タイタン、アトラス、コンドル 等 アイドリングストップ装置(後付装置)：指定装置 3機種、補助対象事業者はタクシー事業者に限る。</p> <p>平成19年度補助実績 3,062台 平成20年度補助実績 4,776台</p>			
参考資料			
<a href="http://www.eccj.or.jp/pressrelease/080401.html">http://www.eccj.or.jp/pressrelease/080401.html</a>			

注1 基本方針で示されている「対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項」の項目のうち関連するもの

注2 平成18年度以前より継続するもの及び現在終了したものを含む

注3 施策内容を3～5行程度で簡潔に記入すること

(所管) 東京都環境局自動車公害対策部計画課

関連項目	(5)交通需要の調整・低減	実施期間	平成11年度から継続
施策名	交通需要管理の推進		
関連法・計画等			
概要			
施策内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TDM東京行動プランに基づくTDM施策の推進</li> <li>・ 自転車利用の推進（自転車走行空間の整備、駐輪場の整備、環境交通キャンペーン実施等）</li> <li>・ 公共交通機関の利用推進（パーク&amp;バスライド、カーシェアリングモデル事業の実施、鉄道事業者との連携等）</li> </ul>			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都環境局HP</li> <li>・ 東京都環境白書2010</li> </ul>			

該 当 分 類	(5) 交通需要の調整・低減
施策名	環境ロードプライシングの拡充の要請
実 施 期 間	平成 19 年度から継続
概 要	東京大師横浜線や首都高速道路横羽線を走行する大型車等を首都高速道路湾岸線に転換するよう促すため、湾岸線で実施されている「環境ロードプライシング」を拡充するよう、国や首都高速道路株式会社に要請する。
施策内容	
<p>東京大師横浜線に設置している自動車排出ガス測定局である「池上新田公園前測定局」において、二酸化窒素に係る大気環境基準一度も達成していない状況が継続しているため、東京大師横浜線や首都高速横羽線を走行する大型車を、首都高速湾岸線に転換するよう促すため、首都高速湾岸線で実施されている「環境ロードプライシング」を拡充するよう、国や首都高速道路株式会社に要請している。</p>	
参考資料	

該 当 分 類	(3) 低公害車の普及促進 (5) 交通需要の調整・低減								
施策名	特定事業者に対する指導								
実 施 期 間									
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車 NOx・PM 法に基づく、対策地域内で 30 台以上の自動車を使用する事業者に対する、自動車使用管理計画書及び実績報告書の提出を指導。</li> </ul>								
施策内容									
<p>○特定事業者に対する指導</p> <p>自動車 NOx・PM 法に基づき、対策地域内で 30 台以上の自動車を使用する事業者は、平成 14 年 5 月から、NOx 等の排出抑制のための自動車使用管理計画書及び実績報告書を作成し、知事又は近畿運輸局長へ提出すること等が義務付けられている。</p> <p>府では、運送事業者等以外の対象事業者に対し、提出された計画書及び毎年度の実績報告書をもとに低公害車の導入や車両走行量の削減など排出ガス抑制のための取組みを指導している。</p> <p>平成 14 年度から継続している 420 社のデータ等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">低公害車及び LEV-7 の割合</td> <td>: 平成 22 年度は 83.2% (平成 14 年度は 21.6%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総走行距離</td> <td>: 平成 22 年度は、平成 14 年度に比べて 0.2% 減少</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年間 NOx・PM 排出量</td> <td>: 平成 22 年度の NOx は平成 14 年度に比べ 59% 削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 40px;">PM は平成 14 年度に比べ 85% 削減</td> </tr> </table>		低公害車及び LEV-7 の割合	: 平成 22 年度は 83.2% (平成 14 年度は 21.6%)	総走行距離	: 平成 22 年度は、平成 14 年度に比べて 0.2% 減少	年間 NOx・PM 排出量	: 平成 22 年度の NOx は平成 14 年度に比べ 59% 削減		PM は平成 14 年度に比べ 85% 削減
低公害車及び LEV-7 の割合	: 平成 22 年度は 83.2% (平成 14 年度は 21.6%)								
総走行距離	: 平成 22 年度は、平成 14 年度に比べて 0.2% 減少								
年間 NOx・PM 排出量	: 平成 22 年度の NOx は平成 14 年度に比べ 59% 削減								
	PM は平成 14 年度に比べ 85% 削減								
参考資料									

関連項目	(5) 交通需要の調整・低減	実施期間	継続実施中
施策名	国際海上コンテナ車通行支障区間の解消		
関連法・計画等	総合物流施策大綱 (2009-2013) (平成 21 年 7 月閣議決定)		
概要	国際海上コンテナ車の通行に必要な耐荷力や空間を確保するため、橋梁や現道拡幅、バイパスの整備などを実施		
施策内容			
<p>国際海上コンテナによる輸出入量増加に対応し、目的地まで迅速、円滑かつ低廉な物流を実現するため、国際海上コンテナ車が重要な港湾等と大規模物流拠点間を積み替えなく通行可能な幹線道路ネットワークの整備を推進。具体的には、規格の高い道路ネットワークの整備に加え、供用中の国際物流基幹ネットワーク上に存在する国際海上コンテナ車通行支障区間について、国際海上コンテナ車の通行に必要な耐荷力や空間を確保するため、橋梁補強、現道拡幅、バイパス整備等の対策を実施し、早期解消を図る。</p>			
参考資料			

警察庁 交通規制課

関連項目	(5) 交通需要の調整・低減	実施期間	平成18年度以前から継続
施策名	交通規制の実施、違法駐車の排除		
関連法・計画等	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要			
施策内容			
<p>(1) 交通規制の実施  バス専用(優先)通行帯の指定、大型貨物車等通行区分の指定、大型車通行禁止規制、最高速度規制、中央線変移規制(時間限定(可変)、右折車線等の設置)</p> <p>(2) 違法駐車排除  保管場所法違反の検挙、違法駐車に対する指導取締り</p>			
参考資料			

国土交通省 政策統括官付参事官（物流政策、複合物流、物流施設）室  
 鉄道局鉄道事業課 JR 担当室 海事局総務課企画室 港湾局海洋・環境課  
 自動車局貨物課 総合政策局環境政策課  
 経済産業省 商務流通グループ 流通政策課

関連項目	(5) 交通需要の調整・低減	実施期間	平成 19 年度から継続
施策名	グリーン物流の推進		
関連法・計画等	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）		
概要	輸送の効率化、鉄道・海運へのモーダルシフト、物流拠点施設の総合化、貨物の積載効率の向上等の物流のグリーン化により、物流部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。		
施策内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン物流パートナーシップ会議（荷主と物流事業者の協働による自主的な CO2 削減取組の促進）</li> <li>・災害等による鉄道輸送障害の代替手段の確保</li> <li>・物流総合効率化法（物流拠点施設の総合化と流通業務の効率化の推進）</li> <li>・省エネ法（荷主、輸送事業者に対し、エネルギーの使用に係る原単位を中長期的にみて年平均 1 % 以上低減させる努力義務）</li> <li>・鉄道貨物・海上貨物輸送へのモーダルシフト</li> <li>・フェリー・内航海運の競争力強化の取組の推進</li> <li>・海上貨物輸送へのモーダルシフト促進に向けた港湾における対策</li> <li>・トラック輸送の効率化の推進</li> </ul>			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン物流パートナーシップ会議HP（<a href="http://www.greenpartnership.jp/">http://www.greenpartnership.jp/</a>）</li> </ul>			

関連項目	(5) 交通需要の調整・低減	実施期間	平成19年度から継続
施策名	公共交通機関の利用促進		
関連法・計画等			
概要	クルマの過度な利用を抑え、より環境負荷の低い公共交通機関への利用転換を図る。		
施策内容			
<p>鉄道新線整備の推進・・・都市機能を再生し、魅力ある都市を創造するために、地下鉄の新線整備等による速達性向上、都市鉄道の利便性向上を促進。</p> <p>エコ通勤の推進・・・事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度を創設し、562事業所を認証。併せて、地域ぐるみの公共交通活性化へ向け、通勤交通グリーン化推進プログラムを公募し、6件認定を行い、公共交通機関等への利用転換促進を図った。</p> <p>バスの利用促進・・・バスについては、その運行が必要不可欠でありながら輸送人員の減少等により路線の維持が困難となっている地域の生活交通路線を運行する乗合バス事業者に対し、個別路線毎に生じている欠損等について都道府県と協調して支援し、その維持を図ることにより、利用を促進しているところである。</p>			
参考資料			

関連項目	(5) 交通需要の調整・低減	実施期間	継続実施中
施策名	安全で快適な自転車利用環境の創出		
関連法・計画等			
概要	自転車道、自転車専用通行帯（自転車レーン）等の整備、自転車の利用ルールの徹底、自転車利用促進方策等の推進		
施策内容			
<p>安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車道、自転車専用通行帯（自転車レーン）等の歩行者、自転車、自動車適切に分離された空間の整備等のハード対策と自転車の利用ルールの徹底や自転車利用促進方策等のソフト対策を総合的に推進する。</p>			
参考資料			

関連項目	(5) 交通需要の調整・低減	実施期間	平成 21 年度
施策名	ロードプライシング制度の検討		
関連法・計画等			
概要	ロードプライシング制度の在り方についての検討を実施。		
<b>施策内容</b>			
<p>平成 22 年度においても大都市圏の幹線道路近傍を中心に環境基準の非達成地域が残ると見込まれるため、これらの地域等における環境基準の早期達成に向けた新たな対策の 1 つとして、自動車交通環境対策検討会内にロードプライシング制度の在り方に関する分科会を設置しロードプライシング制度の実現可能性について検討を行い、報告をとりまとめた。</p> <p>1 検討体制                  大学教授、地方自治体、運送業者、地方自治体の職員等を構成員とする「自動車交通環境対策検討会」（座長：猿田勝美 神奈川大学名誉教授）を設置して検討。</p> <p>2 検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車環境対策の必要性</li> <li>・日本版ロードプライシングの在り方                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 課金対象地域内において使用される自動車に対して、適用される自動車の排出ガス基準に応じて課金額を決定。</li> <li>(2) 地域内使用車両は、年間 1 万円程度（週毎の定額制が有効）。</li> <li>(3) 大気汚染防止法及び NO<sub>x</sub>・PM 法に規定する施策だけでは、大気環境基準が達成できていない地域であって、大気汚染の状況、自動車の使用状況を考慮して地方自治体の意見を基に指定。</li> <li>(4) 国で必要な法令の整備及び課金の納付管理に必要なシステムの整備を行い、これを地方自治体が自らの判断と責任において、実施できる制度。</li> <li>(5) 自動車の登録上の使用者の申告により納付。</li> <li>(6) カメラを使用して自動車を撮影し、ナンバー自動読み取り装置により解析し、自動車の走行状況を適格に把握するエリア方式。</li> </ol> </li> <li>・ロードプライシング制度を実施した場合の効果等                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車使用抑止効果による大気汚染物質の削減を期待。</li> <li>(2) 公共交通手段へのシフト（交通渋滞の解消等）。</li> <li>(3) 課金収益による環境対策の促進。</li> </ol> </li> </ul>			
参考資料			

関連項目	(6) 交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策名	環状道路、バイパス等の幹線道路ネットワークの整備		
関連法・計画等			
概要	環状道路、バイパス等の幹線道路ネットワークの整備により、走行速度が向上し、交通流が円滑化することで、生活環境の改善を図る。		
施策内容			
<p>○環状道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通渋滞の緩和等を図るため、諸外国の主要都市に比べて整備率が低い三大都市圏環状道路等の整備を推進する。</li> </ul> <p>○幹線道路ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格幹線道路・地域高規格幹線道路等をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進する。</li> </ul>			
参考資料			

関連項目	(6) 交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策名	交差点の立体化等のボトルネック対策		
関連法・計画等			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。		
施策内容			
<p>道路の交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減するため、交差点の立体化等のボトルネック対策を実施する。</p>			
参考資料			
<p> </p>			

関連項目	(6) 交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策名	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策		
関連法・計画等	踏切道改良促進法 第9次交通安全基本計画 社会資本整備重点計画		
概要	長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。		
施策内容			
連続立体交差化など、抜本的な対策の検討が必要なボトルネック踏切等について重点的に対策を推進する。			
参考資料			

関連項目	(6) 交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策名	駐車場等の整備		
関連法・計画等	駐車場法、道路法		
概要	駐車場（自動二輪車駐車場を含む）の整備及び荷捌き駐車スペースの整備により、自動車走行速度が向上し、交通流の円滑化により、生活環境の改善を図る。		
施策内容			
<p>○駐車場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路上駐車等による都市中心部の慢性的な渋滞の改善を図るため、駐車場の整備を推進する。</li> </ul> <p>○路上荷捌き駐車スペースの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間駐車を行う貨物車両等の影響による自動車走行速度低下の改善を図るため、路上荷捌きスペースの整備を推進する。</li> </ul>			
参考資料			

関連項目	(6) 交通流対策の推進	実施期間	平成18年度以前から継続
施策名	交通環境の整備		
関連法・計画等	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(各都府県) 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要			
施策内容			
<p>(1) ITSを活用した大気汚染防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス等の大量公共交通機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る公共車両優先システム(PTPS)の運用 1,303交差点(57.2%) 延長378.3km 77路線</li> <li>・交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図ることを目的とした交通公害低減システム(EPMS)の運用 195交差点(86.3%) 延長52.7km 9路線 5都市(川崎市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市)</li> </ul> <p>※数値は8都府県の対策地域における平成20年度末の数値、( )内の%は全国の整備対象に占める割合</p> <p>(2) 信号機の整備 信号機の集中制御化、信号機の高度化(プログラム多段系統化、半感応化、右折感応化、多現示化等)</p> <p>(3) 駐車対策の推進 駐車誘導システム、違法駐車抑止システムの運用</p> <p>(4) 交通関係情報の収集と提供 運転者に対して、交通渋滞、交通規制等の交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム(VICS)、交通情報提供装置(光ビーコン、交通情報板等)の活用</p>			
参考資料			

国土交通省 道路局道路保全企画室

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	路上工事の縮減		
関連法・ 計画等			
概 要	交通流円滑化対策として路上工事の縮減を図るもの。		
施策内容			
<p>路上工事の縮減により、路上工事に伴う交通渋滞の緩和や通行阻害の改善を図り、交通流の円滑化を図る。事業内容としては、共同施工による工事量の縮減、年末年始や地域のイベント期間での路上工事の抑制等を推進する。</p>			
参考資料			

国土交通省 道路局高速道路課

関連項目	(6) 交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策名	ETCの普及促進		
関連法・計画等			
概要	交通流円滑化対策として、ETCの普及を促進するもの。		
施策内容			
<p>ETCの普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流円滑化を図る。事業内容としては、ETCへの利用転換を促進するため、ETCの利用機会の拡大に向けた取組みを実施する。</p>			
参考資料			

国土交通省 道路局 ITS 推進室

関連項目	(6) 交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策名	VICS の整備拡充・普及促進		
関連法・計画等			
概要	交通流円滑化対策として、VICS の整備拡充・普及促進をするもの。		
施策内容			
<p>VICS の整備拡充・普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流の円滑化を図る。事業内容としては、路側施設の整備による VICS 情報提供エリアを拡充する。</p>			
参考資料			

(所管) 東京都環境局自動車公害対策部計画課

関連項目	(7)局地汚染対策の推進	実施期間	
施策名	局地汚染対策		
関連法・計画等			
概要			
施策内容			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 局地汚染実態調査、効果調査の実施</li><li>・ 道路管理者への要請等</li></ul>			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京都環境局HP</li><li>・ 東京都環境白書 2010</li></ul>			

(所管) 千葉県環境生活部大気保全課自動車公害対策室

関連項目	(7) 局地汚染対策の推進	実施期間	平成 22 年度から
施策名	環境基準超過地域検討調査事業		
関連法・計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法</li> <li>・第 2 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画</li> </ul>		
概要	環境基準超過地域の対策を検討するため、汚染原因を調査する。		
<b>施策内容</b>			
<p>自動車 NOx・PM 法（平成 13 年 6 月 27 日公布）に基づく基本方針が、平成 23 年 3 月 31 日に改正され、県では、現在策定している「第 2 期自動車排出 NOx・PM 総量削減計画」（平成 24 年度～平成 32 年度）の目標である、対策地域において平成 32 年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保し、中間目標の平成 27 年度までにすべての大気環境測定局において環境基準を達成するため、総合的な局地汚染対策に資する対策の推進・検討を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、県内の 2 局の自動車排ガス測定局においては、未だ二酸化窒素の大気環境基準が継続的・安定的に達成しておらず、中間目標である平成 27 年度に向けて、当該環境基準超過地域の対策を検討するため、汚染原因を調査する。</p>			
<b>参考資料</b>			

該 当 分 類	(7) 局地汚染対策の推進
施策名	京浜臨海部の環境改善に向けた調査
実 施 期 間	平成 20 年度に実施
概 要	産業道路を走行する車両の実態調査及び京浜臨海部の事業所のエコドライブの実施などの取組状況の調査を実施
施策内容	
<p>○産業道路を利用する自動車の実態調査の実施</p> <p>産業道路（東京大師横浜線）沿道にある池上測定局（川崎区池上新田公園前測定局）で環境基準未達成の状況であるため、平成 20 年 7 月 23 日に環境省、神奈川県及び川崎市が産業道路を利用する自動車の実態調査を実施した。</p> <p>【調査結果の概要】</p> <p>◇大師及び浅田から流入し、産業道路を利用した自動車 39,005 台</p> <p>◇そのうち走行実態が把握できた自動車 16,637 台</p> <p>（臨海部への出入り実態）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要交差点から臨海部へ出入りした自動車 84% (13,915 台)</li> <li>・通過した自動車 16% (2,722 台)</li> </ul> <p>（車種の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車 61% (10,202 台)</li> <li>・乗用車等 39% (6,435 台)</li> </ul> <p>○京浜臨海部の事業所調査の実施</p> <p>平成 20 年 7 月、8 月に京浜臨海部のエコドライブの実施、低公害車の利用、出入り事業者への要請などの実施状況の調査を実施。</p> <p>[調査結果]</p> <p>◇エコドライブの実施 20%、低公害車の導入 45%。</p> <p>◇出入り事業者への要請（エコドライブの実施 15%、低公害車の使用 8%）</p> <p>産業道路を利用する自動車の多くが、京浜臨海部へ出入りしているなどの調査結果は、事業者向け自動車利用ガイドラインの作成や事業者への取組の要請などに活用。</p>	
参考資料	
<p>・神奈川県HP (<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6295/p7716.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6295/p7716.html</a>)</p>	

該 当 分 類	(7) 局地汚染対策の推進																																																																													
施策名	局地汚染対策の推進																																																																													
実 施 期 間																																																																														
概 要																																																																														
施策内容																																																																														
<p>関係機関で構成する「大阪府局地汚染対策検討会議」が平成19年3月にとりまとめた「局地における大気汚染対策のとりまとめ」に基づき、局地的に大気環境濃度の高い府内2箇所（大阪市を除く）において、各種対策を実施するとともに進行管理を行った。</p> <p>&lt;対策メニュー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八尾市太子堂：八尾市立病院跡地利用における歩道整備などの環境配慮 等</li> <li>・ 枚方市中振：中振北地域の国道170号の2車線化 第二京阪の開通 等</li> </ul> <p>また、大阪市域については、大阪市が対策調査を実施。</p> <p>主な対策メニューと実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今 里 交 差 点：交差点改良〔⑱済〕、地下鉄8号線開業〔⑳済〕等</li> <li>・ 出 来 島 小 学 校：路上駐車抑止、大気浄化施設の設置等</li> <li>・ 市 岡 元 町：右折車線の設置・中央分離帯の構造改良〔㉑済〕、低公害車の集中導入・大気浄化施設の設置等</li> <li>・ 梅 田 新 道：アイドリング対策等</li> <li>・ 新森小路小学校：地下鉄8号線開業〔⑳済〕、公共交通機関の利用促進等</li> </ul> <p>○二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の環境基準非達成局 <span style="float: right;">(ppm)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">測定局</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出来島小学校</td> <td>大阪市西淀川区</td> <td>自排</td> <td>0.056</td> <td>0.056</td> <td>0.056</td> <td>0.055</td> <td>0.051</td> </tr> <tr> <td>杭全町交差点</td> <td>大阪市東住吉区</td> <td>自排</td> <td>0.055</td> <td>0.051</td> <td>0.057</td> <td>0.050</td> <td>0.052</td> </tr> <tr> <td>新森小路小学校</td> <td>大阪市旭区</td> <td>自排</td> <td>× 0.061</td> <td>0.054</td> <td>0.055</td> <td>0.050</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>今里交差点</td> <td>大阪市東成区</td> <td>自排</td> <td>× 0.063</td> <td>0.059</td> <td>× 0.063</td> <td>0.055</td> <td>0.053</td> </tr> <tr> <td>住之江交差点</td> <td>大阪市住之江区</td> <td>自排</td> <td>0.056</td> <td>0.057</td> <td>× 0.061</td> <td>0.054</td> <td>0.050</td> </tr> <tr> <td>中振交差点</td> <td>枚方市</td> <td>自排</td> <td>0.054</td> <td>0.053</td> <td>0.052</td> <td>0.052</td> <td>0.043</td> </tr> <tr> <td>太子堂</td> <td>八尾市</td> <td>自排</td> <td>0.048</td> <td>0.050</td> <td>0.052</td> <td>0.047</td> <td>0.045</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>計2局</td> <td>0局</td> <td>計2局</td> <td>0局</td> <td>0局</td> </tr> </tbody> </table>							測定局			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	出来島小学校	大阪市西淀川区	自排	0.056	0.056	0.056	0.055	0.051	杭全町交差点	大阪市東住吉区	自排	0.055	0.051	0.057	0.050	0.052	新森小路小学校	大阪市旭区	自排	× 0.061	0.054	0.055	0.050	0.046	今里交差点	大阪市東成区	自排	× 0.063	0.059	× 0.063	0.055	0.053	住之江交差点	大阪市住之江区	自排	0.056	0.057	× 0.061	0.054	0.050	中振交差点	枚方市	自排	0.054	0.053	0.052	0.052	0.043	太子堂	八尾市	自排	0.048	0.050	0.052	0.047	0.045				計2局	0局	計2局	0局	0局
測定局			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																																							
出来島小学校	大阪市西淀川区	自排	0.056	0.056	0.056	0.055	0.051																																																																							
杭全町交差点	大阪市東住吉区	自排	0.055	0.051	0.057	0.050	0.052																																																																							
新森小路小学校	大阪市旭区	自排	× 0.061	0.054	0.055	0.050	0.046																																																																							
今里交差点	大阪市東成区	自排	× 0.063	0.059	× 0.063	0.055	0.053																																																																							
住之江交差点	大阪市住之江区	自排	0.056	0.057	× 0.061	0.054	0.050																																																																							
中振交差点	枚方市	自排	0.054	0.053	0.052	0.052	0.043																																																																							
太子堂	八尾市	自排	0.048	0.050	0.052	0.047	0.045																																																																							
			計2局	0局	計2局	0局	0局																																																																							
参考資料																																																																														

国土交通省 道路局道路環境調査室

関連項目	(7) 局地汚染対策の推進	実施期間	継続実施中
施策名	沿道環境の改善		
関連法・計画等			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。 環境施設帯の整備、植樹を行い、沿道環境への影響を緩和する。		
施策内容			
道路の交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減するため、交差点の立体化等のボトルネック対策を実施する。また、道路の沿道環境への影響を緩和するために環境施設帯の整備、植樹を行う。			
参考資料			

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	次世代自動車の普及促進等
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車の導入をPRするイベントとして、平成18～21年度までエコカーフェアを開催。</li> <li>・平成22年度は、市町村や環境NPO等による環境イベントに電気自動車が無償で貸し出し、県民が電気自動車に身近に触れる機会を広げた。</li> <li>・首都圏の九都県市で、低排出で低燃費な自動車を「九都県市指定低公害車」として指定し、その導入を一般に広く推奨。</li> </ul>	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県HP <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/evphv/">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/evphv/</a></li> <li>・九都県市HP <a href="http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html">http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html</a></li> </ul>	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	アイドリングストップの推進
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
埼玉県生活環境保全条例に基づく自動車使用者のアイドリングの禁止、事業者の措置及び駐車場管理者の周知義務について、リーフレットの配布等の普及啓発を実施。	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県HP <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html</a></li> <li>・ 九都県市HP <a href="http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html">http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html</a></li> </ul>	

該当分類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	エコドライブの推進
実施期間	
概要	
施策内容	
エコドライブの推進のため、リーフレットやステッカーの配布による普及啓発を実施。	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県HP <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive/">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/eco-drive/</a></li> <li>・九都県市HP <a href="http://www.9taiki.jp/eco/index.html">http://www.9taiki.jp/eco/index.html</a></li> </ul>	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	ディーゼル規制の啓発
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
<p>路上検査、拠点検査及び事業場検査等におけるリーフレットの配布。また、九都県市一斉取組としてSA等において啓発活動を実施。</p>	
参考資料	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県HP <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html</a></li> <li>・ 九都県市HP <a href="http://www.9taiki.jp/regulatory/index.html">http://www.9taiki.jp/regulatory/index.html</a></li> </ul>	

(所 管) 埼玉県 大気環境課

関連項目	(8) 低公害車の普及促進	実施期間	平成22年度から継続				
施策名	EV・PHV導入支援事業						
関連法・計画等							
概要	電気自動車等用充電設備を設置する市町村又は事業者に経費の一部を補助する。						
施策内容							
<p>(1) 補助金交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内市町村又は県内に本社又は事業所が所在する事業者</li><li>・ 上記に貸与するリース事業者</li></ul> <p>(2) 補助対象充電設備の要件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新品であること</li><li>・ 不特定多数の者の利用に供するものであること</li><li>・ 県内に設置するものであること</li></ul> <p>(3) 補助対象経費・補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助対象経費は、充電設備本体購入費及び設置工事費</li><li>・ 補助対象経費の1/3 (平成23年度の市町村への交付は10/10) を補助</li><li>・ 充電設備本体の購入費については、国の補助金交付を受ける場合は対象外</li></ul> <p>(4) 補助件数</p> <table><tr><td>平成22年度</td><td>6件</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>19件 (事業者10件、市町村9件)</td></tr></table>				平成22年度	6件	平成23年度	19件 (事業者10件、市町村9件)
平成22年度	6件						
平成23年度	19件 (事業者10件、市町村9件)						
参考資料							
・ 埼玉県HP <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ecocar/">http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ecocar/</a>							

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(8) 普及啓発活動の推進	実施期間	平成16年度から継続																		
施策名	自動車エコ事業所認定制度																				
関連法・計画等	あいち新世紀自動車環境戦略、自動車エコ事業所認定制度実施要綱																				
概要	エコカーの導入やグリーン配送の実施など、平成14年10月に策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げる施策に積極的に取り組む事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、その事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図っていくために実施しているもの。																				
<b>施策内容</b>																					
<p>エコカーの導入や電気自動車用の充電設備の一般への開放、グリーン配送の実施など、「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げる施策に積極的に取り組む事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、認定した事業所には、認定証や表示板を交付するほか、県のWebページに掲載し、環境に配慮した事業所として、企業のイメージアップにつながるよう広く紹介している。</p> <p>1 対象 「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げる施策に積極的に取り組む愛知県内の事業所</p> <p>2 認定状況</p> <table border="0"> <tr> <td>平成16年度実績</td> <td>10事業所</td> </tr> <tr> <td>平成17年度実績</td> <td>14事業所</td> </tr> <tr> <td>平成18年度実績</td> <td>15事業所</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>10事業所</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>12事業所</td> </tr> <tr> <td>平成21年度実績</td> <td>13事業所</td> </tr> <tr> <td>平成22年度実績</td> <td>11事業所</td> </tr> <tr> <td>平成23年度実績</td> <td>12事業所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>97事業所</td> </tr> </table>				平成16年度実績	10事業所	平成17年度実績	14事業所	平成18年度実績	15事業所	平成19年度実績	10事業所	平成20年度実績	12事業所	平成21年度実績	13事業所	平成22年度実績	11事業所	平成23年度実績	12事業所	計	97事業所
平成16年度実績	10事業所																				
平成17年度実績	14事業所																				
平成18年度実績	15事業所																				
平成19年度実績	10事業所																				
平成20年度実績	12事業所																				
平成21年度実績	13事業所																				
平成22年度実績	11事業所																				
平成23年度実績	12事業所																				
計	97事業所																				
<b>参考資料</b>																					
<p>・愛知県HP (<a href="http://www.pref.aichi.jp/0000046598.html">http://www.pref.aichi.jp/0000046598.html</a>)</p>																					

(所管) 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

関連項目	(8) 普及啓発活動の推進	実施期間	平成14年度から継続
施策名	あいち新世紀自動車環境戦略推進大会の開催		
関連法・計画等	あいち新世紀自動車環境戦略		
概要	平成14年10月に策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」の施策の周知及び推進を図るため毎年開催。		
施策内容			
<p>平成14年10月に策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」の施策の周知及び推進を図るため毎年開催しているもので、平成17年1月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略」<sup>(※)</sup>の施策の周知及び推進を図るための推進大会も兼ねて開催している。</p> <p>(※) 本年度からは、平成24年2月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2020」の施策の周知及び推進を図るための推進大会を兼ねて開催。</p> <p>&lt;平成23年度の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車エコ事業所認定証授与式</li> <li>・あいち緑のカーテンコンテスト優秀事例表彰式</li> <li>・講演             <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代車の展望 一般社団法人日本自動車工業会 大野栄嗣氏</li> <li>エネルギーと非電化の話 非電化工房代表 藤村靖之氏</li> </ul> </li> </ul>			
参考資料			

(所管) 三重県 大気・水環境課・大気環境G

関連項目	普及啓発活動の推進	実施期間	平成23年度
施策名	普及啓発活動の実施		
関連法・計画等	三重県自動車窒素酸化物等総量削減計画		
概要	自動車NOx・PM法対策地域の事業者に対して、エコドライブ等の普及啓発を実施		
施策内容			
<p>自動車NOx・PM法対策地域の荷主・運送事業者など約800社に対して、エコドライブの実施などの啓発資材を用いて環境配慮への協力を促すとともに、ヒアリングを実施しました。</p> <p>① 自動車環境対策に関するパンフレット・クリアファイルを作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスト新長期規制適合車への転換、エコドライブの実施などの啓発用パンフレット12種類を作成し、対策地域の荷主・運送事業者など約800社に配布しました。</li> </ul> <p>② 自動車排ガス対策ホームページの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車からの排出される窒素酸化物等を簡易計算できる「自動車NOx・PM計算システム」やエコドライブの効果が簡単に分かる「エコドライブ計算システム」などが入った自動車排ガスHPを作成しました。</li> <li><a href="http://www.eco.pref.mie.lg.jp/jidousyagas/index.htm">http://www.eco.pref.mie.lg.jp/jidousyagas/index.htm</a></li> </ul> <p>③ 対策地域の荷主・運送事業者等へのヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策地域の荷主・運送事業者など約800社を訪問し、今後の自動車環境対策に繋がるヒアリングを実施しました。ヒアリング後、エコドライブ実践などを求める事業者に対してフォローアップを行いました。</li> </ul>			
参考資料			

<p>該 当 分 類</p>	<p>(8) 普及啓発活動の推進</p>
<p>施策名</p>	<p>大阪自動車環境対策推進会議における普及啓発活動 メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信</p>
<p>実 施 期 間</p>	
<p>概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪自動車環境対策推進会議における自動車利用に関する普及啓発活動</li> <li>・ 事業者向けに低公害車など自動車に関する情報や物流に関する情報を毎月提供</li> </ul>
<p>施策内容</p>	
<p>○大阪自動車環境対策推進会議における普及啓発活動 在阪行政機関や自動車関係諸団体に構成する「大阪自動車環境対策推進会議」において、エコカーの普及、流入車規制の徹底、エコドライブの実践、駐車時のアイドリングストップの徹底等について、ポスターやリーフレット、ステッカー等を作成し、事業者や府民に対して啓発活動を行った。 新たに展開している「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」を広く周知するため、推進会議の構成員と連携し、事業者や関係機関に積極的に働きかけるなど、本推進会議の取組み拡大を図った。</p> <p>① おおさか交通エコチャレンジ推進運動の実施 事業活動に伴う自動車利用に関して、エコカー使用等の推進、エコドライブの推進又は公共交通機関利用の推進といった環境配慮の実践を促すため、「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」を実施し、府民・事業者への普及拡大を図っている。 また、運動に取り組む事業者の取組内容等を公表するとともに、優れた取組みを実施した事業者の顕彰を実施。</p> <p>② 自動車環境対策に関するリーフレットの作成・配布 エコドライブの実践、アイドリングストップ、グリーン配送の推進、公共交通機関の利用、エコカーの普及などに関する啓発リーフレットを作成し、環境月間を中心に府民へ配布。</p> <p>③ 自動車環境対策ポスターの作成・掲示 エコドライブや公共交通機関の利用等について府民への啓発を強めるためポスターを作成し、環境月間を中心に関係団体に掲示依頼するとともに、大阪府の広報板等に掲示。</p> <p>○メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信 車両の低公害化や物流の効率化等を考えている事業者の方などに、行政機関等の各種支援情報などを提供するメールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」を配信。 配信数：1,250カ所（平成24年3月末時点）</p>	
<p>参考資料</p>	